

学校給食調理業務委託実施要領

1 事業の趣旨・目的

この事業は、江東区立学校における学校給食が、良質で安全かつ衛生的、安定的に供給されることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 学校給食調理業務委託
- (2) 業務内容 別紙「学校給食調理業務委託標準仕様書」参照
※令和7年度も概ね同様の業務内容となる見込み
- (3) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日
※ただし、業務実績が良好な場合、契約を4回まで更新することができる
- (4) 委託上限額 未定

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 法人税・法人事業税・消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 本社又は事業所が東京都内にあること。
- (7) 公立小・中学校又は義務教育学校の給食調理業務について、5校以上の受託実績があり、かつ継続していること。
- (8) 本区の学校給食調理業務に新規応募する委託業者は、令和3年4月1日以降に関東地区において、学校給食調理業務で安全衛生管理上の重大な事故（食中毒、火災、食物アレルギー等）を起こしていないこと。
- (9) 本区の学校給食調理業務において、令和5年4月1日以降に安全衛生管理上の重大な事故（食中毒、火災、食物アレルギー等）を起こしていないこと。

4 スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間
令和6年9月6日（金）～令和6年10月11日（金）
- (2) 参加表明書兼学校給食調理業務受託希望調書の提出期限
令和6年10月4日（金）午後4時
- (3) 質問受付期間
令和6年9月6日（金）～令和6年9月20日（金）午後4時
- (4) 質問回答日
令和6年9月27日（金）
- (5) 提案書提出期限
令和6年10月11日（金）午後4時
- (6) 書類審査及びヒアリング
 - ①書類審査
書類提出後
 - ②ヒアリング
令和6年11月6日（水）～令和6年11月15日（金）
- (7) 選定
業者選定委員会
令和6年11月下旬～令和6年12月上旬
- (8) 選定結果通知
令和6年12月下旬頃

5 参加手続

- (1) 実施要領の公表
 - ア 公募期間：令和6年9月6日（金）～令和6年10月11日（金）
 - イ 公募方法：区ホームページにて公表、令和6年度江東区で学校給食調理業務委託を実施している業者には電子メールにて通知
- (2) 質疑・回答
 - ア 質問受付期間：公募開始～令和6年9月20日（金）午後4時
 - イ 質問方法：電子メールにより下記担当所管まで提出すること
 - ウ 回答日時：令和6年9月27日（金）
 - エ 回答方法：区ホームページに掲載することにより回答する
- (3) 応募書類の提出
 - ア 提出期限：参加表明書兼受託希望調書
…令和6年10月4日（金）午後4時
 - 提案書類一式…令和6年10月11日（金）午後4時

※提出期限後に到着した書類は無効とする

イ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後4時）又は郵送

※持込み先は、下記担当部署まで

6 提出書類

(1) 参加表明書兼学校給食調理業務受託希望調書 …添付書類含め2部

添付書類

「学校給食調理業務の委託に係る調査書」（様式1）

「直近3期分の決算報告書（損益計算書・貸借対照表）」

(2) 提案書類一式 …添付書類は含めず4部 ※1部ずつフラットファイルに綴じること

ア 「学校給食調理業務受託実績」（様式2）

イ 「学校給食調理従事者対象の研修実績」（様式3）

ウ 「江東区に対する特筆すべき独自提案について」（様式4）

エ 「令和7年度学校給食調理業務委託見積額調書」（様式5）

オ 「令和6年度学校別調理業務従事者異動率」（様式6）

※令和6年度江東区で学校給食調理業務委託を実施している業者のみ

カ 「その他」（様式7）

添付書類 … 1部

(1) 直近3期分の決算報告書（損益計算書・貸借対照表）

(2) 衛生管理・安全管理及び災害発生時等のマニュアル

(3) アレルギー疾患対応作業マニュアル及び給食室清掃マニュアル

(4) 研修教育時の資料

7 評価方法

(1) 評価基準

別紙「業者選定採点表」のとおり

(2) ヒアリングの実施

提出書類に基づいて、ヒアリングを実施する。

(3) 候補者の選定方法

ア 評価基準に基づいて、書類審査およびヒアリングにより実施した内容を業者選定委員会で評価し、再選定対象校ごとに総合得点と順位を決定する。

イ 後述の失格者と総合得点が120点未満の者を除いた者を優良業者とする。

ウ 再選定対象校を現に受託している者のうち、優良業者となった者は次年度の当該再選定対象校の契約候補者とする。優良業者とならなかつた者は次年度の再選定対象校の全校について契約候補者としない。

エ ウに基づき次年度の契約候補者が無くなつた再選定対象校について、当該校を希望する優良業者のうち総合得点の最も高い者を契約候補者とする。

オ 総合得点が同点の優良業者が複数あつた場合は、書類審査における見積額の点数が最も高い者を候補者とする。見積額の点数が同点の場合は、書類審査における経営状況、事故歴、研修体制の3項目の合計点数が最も高い者を候補者とする。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した者

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した者

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があつた者

エ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた者

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行つた者

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に対して、選定又は非選定の結果と当該事業者の総合得点の結果通知を行う。また、契約締結後速やかに下記項目を区ホームページにて公表する。

【公表事項】

(1) 契約業者の名称及び所在地

(2) 契約業者の総合得点

(3) 契約候補者を選定した日（業者選定委員会開催日）

9 契約手続

- (1) 各再選定対象校の契約候補者に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について調整を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を書面にて提出すること。
- (3) 候補者から辞退届の提出があった場合は7 評価方法-(3)-エに基づき「契約候補者が無くなった再選定校」として、辞退のあった候補者を除いた優良業者の中から総合得点のもっとも高い者を契約候補者とする。

10 その他

- (1) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (2) 書類提出後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (3) 書類提出後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (4) 提出書類の作成、提出、ヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (5) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (6) 本委託事業に関する予算は令和7年第1回江東区議会定例会において、本事業にかかる予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務契約は行わない。なお、上記に伴い、応募者又は受託候補者に損害が生じた場合であっても、本区は、その損害を一切負担しない。

11 担当

〒135-8383

江東区東陽4-11-28

江東区教育委員会事務局 学務課給食保健係 伊藤

(電話) 03-3647-9177

(メール) 5511030@city.koto.lg.jp